

ピンク色塗りつぶしはR7国基準改正に連動した変更

水色塗りつぶしは既存の国基準に合わせる変更

資料4

【参考① 整備基準（福祉のまちづくり条例施行規則）の変更】

No.	項目	旧国基準	新しい国基準	現行の札幌市の整備基準	新しい札幌市の整備基準（案）	備考
1	便所 不特定多数の者等が利用する便所の設置基準	●不特定多数の者等が利用する便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、車椅子使用者用便房を1以上設ける。	● 不特定多数の者等が利用する便所 は、原則、 不特定多数の者等が利用する階以上 を設ける。 ●その設置に当たっては、管理運営方法などを勘案し、その 利用に支障が生じない位置 に設ける。 (国資料P3参照)	-	● 床面積2,000㎡以上の建築物 にあつては、 不特定多数の者等が利用する便所は、これらの者が利用する階以上 を設ける。 ●その設置に当たっては、管理運営方法などを勘案し、その 利用に支障が生じない位置 に設ける。	★国基準の通り（バリアフリー法施行令第14条第1項） ・なお、国基準では便所の設置に関する面積規定はないが、法の遵守義務が2,000㎡以上の建築物に適用されることから、2,000㎡以上の建築物を対象とした。
2	不特定多数の者等が利用する便所の設置基準の除外規定		●以下の階は、不特定多数の者等が利用する階から除外する。(国資料P4参照) ・地上階で、便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある階 ・不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 ・不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 ・その他、管理運営上やむを得ない階	-	●以下の階は、不特定多数の者等が利用する階から除外する。 ・地上階で、便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある階 ・不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 ・不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 ・その他、管理運営上やむを得ない階	★国基準の通り（バリアフリー法施行令第14条第1項）
3	車椅子使用者用便房の設置基準		● 車椅子使用者用便房 は、原則、不特定多数の者等が利用する 便所を設ける階ごとに1箇所以上 を設ける。 ●ただし、以下の場合を除く。 ・地上階で、車椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合 ・当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける場合 ・不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の階を有する場合 ・不特定多数の者等が利用する部分の床面積が10,000㎡超の階を有する場合 (国資料P6参照)	●多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に車椅子使用者用便房を1以上設ける。	● 床面積2,000㎡以上の建築物 にあつては、 車椅子使用者用便房 は、原則、不特定多数の者等が利用する 便所を設ける階ごとに1箇所以上 を設ける。 ●ただし、以下の場合を除く。 ・地上階で、車椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合 ・当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける場合 ・不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の階を有する場合 ・不特定多数の者等が利用する部分の床面積が10,000㎡超の階を有する場合 ●次に掲げる場合には、便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に 車椅子使用者用便房を1以上 設ける。 ・ 床面積2,000㎡未満 の建築物で、 不特定多数の者等 が利用する便所を設ける場合 ・ 床面積にかかわらず、多数の者 が利用する便所を設ける場合	★国基準の通り（バリアフリー法施行令第14条第2項） ・なお、国基準では車椅子使用者用便房の設置に関する面積規定はないが、法の遵守義務が2,000㎡以上の建築物に適用されることから、便所設置階ごとの車椅子使用者用便房の設置については2,000㎡以上の建築物を対象とした。 ・また、上記規定は2,000㎡以上の「不特定多数の者等」が利用する便所に適用されるが、それ以外（2,000㎡未満の不特定多数利用便所、床面積にかかわらず多数利用便所）については、これまで通り建物全体で車椅子使用者用便房を1つ設ける規定を残した。

ピンク色塗りつぶしはR7国基準改正に連動した変更

水色塗りつぶしは既存の国基準に合わせる変更

資料4

【参考① 整備基準（福祉のまちづくり条例施行規則）の変更】

No.	項目	旧国基準	新しい国基準	現行の札幌市の整備基準	新しい札幌市の整備基準（案）	備考
4	オストメイト用設備の設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ●便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、オストメイト用設備を有する便房を1以上設ける。 ●便所の付近には、便所があることを表示する表示板（標識）を設ける。 ●表示板は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。 ●表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS Z 8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）とする。 	●同左	<ul style="list-style-type: none"> ●便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、オストメイト用設備を有する便房を1以上設ける。 （※床面積2,000㎡以上の建築物のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ●同左 ●オストメイト用設備を設けた便所の出入口又はその付近に、当該設備が設けられている旨を見やすい方法により表示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●オストメイト用設備の設置箇所数については変更なし。 ●また、当該設備を設けた便所の表示について、これまで明確に規定していなかったことから、基準を追加。（国基準では遵守義務、バリアフリー法施行令第20条）
5	劇場等の客席 劇場等の客席の設置基準	<ul style="list-style-type: none"> —（※旧建築設計標準では、「車椅子使用者用客席・観覧席の数は、施設内容や規模に応じ、客席・観覧席総数の0.5～1%以上とする。」とされている。） 	<ul style="list-style-type: none"> ●劇場等の客席における車椅子使用者用部分は、座席の総数に対する割合で定める数以上を設ける。 ①座席の数が400以下の場合... 2以上 ②座席の数が401以上の場合... 0.5%以上 ●同一建築物に複数の客席（座席が並べられた室）を設ける場合、各客席の座席数に応じて必要な数以上の車椅子使用者用部分を各客席に設ける。（国資料P27参照） 	<ul style="list-style-type: none"> ●劇場等の客席における車椅子使用者用部分は、座席の総数に対する割合で定める数以上を設ける。 ①座席数が199以下の場合... 2以上 ②座席数が200以上の場合... 1%以上 （※ただし、構造上当該数とすることが著しく困難で、かつ、車椅子使用者が円滑に観覧できる措置を講ずる場合を除く。） 	●同左	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者用席の設置割合については、現行の基準が国基準を上回っていることから、変更なし。
6	車椅子使用者用部分の構造	<ul style="list-style-type: none"> —（※旧建築設計標準では、「車椅子使用者用客席・観覧席の間口は車椅子1台につき90cm以上とし、奥行きは120cm以上とする。」とされている。） 	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。（国資料P28参照） ・幅90cm以上 ・奥行き135cm以上 ・床は平らとする 	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。 ・幅90cm以上 ・奥行き120cm以上 ・床は水平とする 	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。 ・幅90cm以上 ・奥行き135cm以上 ・床は水平とする 	<ul style="list-style-type: none"> ★国基準の通り（バリアフリー法施行令第15条第1項） ●車椅子使用者用席の寸法（奥行き）を国基準に合わせて変更。
7	駐車場 車椅子使用者用駐車施設の設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ●不特定多数の者等が利用する駐車場には、そのうち1以上に、車椅子使用者用駐車施設を1以上設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ●不特定多数の者等が利用する駐車場には、原則、駐車施設の数に対する割合で定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。 ①駐車施設の総数が200以下の場合... 2%以上 ②駐車施設の総数が201以上の場合... 1%+2%以上 （国資料P37参照） ●同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、駐車施設の総数に対して必要な車椅子使用者用駐車施設の数を算定する。（国資料P37参照） ●出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を車椅子使用者用駐車施設として設けることも可能とする。（国資料P38参照） 	<ul style="list-style-type: none"> ●多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する駐車場には、そのうち1以上に、以下に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。 ①全駐車施設数が99以下の場合... 1以上 ②全駐車施設数が100以上の場合... 1%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ●不特定多数の者等が利用する駐車場には、そのうち1以上に、以下に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。 ①全駐車施設数が200以下の場合... 2%以上 ②全駐車施設数が201以上の場合... 1%+2%以上 ●多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子使用者用駐車施設を1以上（全駐車施設数が100を超える場合は、施設総数の1%以上）設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ★設置割合については国基準のとおり（バリアフリー法施行令第18条第1項）。 ●不特定多数の者等に対して、多数の者が利用する場合の基準を追記（現行の整備基準） ●機械式駐車場の扱いについては、ガイドブックの解説に記載。

ピンク色塗りつぶしはR7国基準改正に連動した変更

水色塗りつぶしは既存の国基準に合わせる変更

資料4

【参考① 整備基準（福祉のまちづくり条例施行規則）の変更】

No.	項目	旧国基準	新しい国基準	現行の札幌市の整備基準	新しい札幌市の整備基準（案）	備考
8	エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターその他の昇降機の付近には、エレベーターその他の昇降機があることを表示する表示板（標識）を設ける。 表示板は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。 表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS Z 8210（案内用図記号）に定められているものは、これに適合するもの）とする。 	同左	—	<ul style="list-style-type: none"> エレベーター付近には、エレベーターがあることを表示する表示板（標識）を設ける。 ※共同住宅に設けるものは除外 	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターの案内表示に関する規定を設けていなかったことから、当該規定を追加（国基準では遵守義務、バリアフリー法施行令第20条）
9	エスカレーター	<ul style="list-style-type: none"> エスカレーターの付近には、エスカレーターがあることを表示する表示板（標識）を設ける。 表示板は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。 表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS Z 8210（案内用図記号）に定められているものは、これに適合するもの）とする。 	同左	—	<ul style="list-style-type: none"> エスカレーター付近には、エスカレーターがあることを表示する表示板（標識）を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> エスカレーターの案内表示に関する規定はこれまでガイドブック上の望ましい整備としていたが、国基準では義務となっているため、当該規定を追加（国基準では遵守義務、バリアフリー法施行令第20条）
10	路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 特定路外駐車場には、車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設を1以上設けなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定路外駐車場には、以下に定める数以上の車椅子利用者用駐車施設を設けなければならない。 ① 駐車施設数が200以下の場合... 2%以上 ② 駐車施設数が201以上の場合... 1% + 2以上 	<ul style="list-style-type: none"> 特定路外駐車場には、車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設を1以上（駐車施設の総数が100を超える場合は、施設総数の1%以上）設けなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定路外駐車場には、以下に定める数以上の車椅子利用者用駐車施設を設けなければならない。 ① 駐車施設数が200以下の場合... 2%以上 ② 駐車施設数が201以上の場合... 1% + 2以上 	<ul style="list-style-type: none"> ★国基準のとおり（特定路外駐車場の構造及び設備に関する省令第2条第1項）
11		<ul style="list-style-type: none"> ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ただし、専ら道路交通法第3条に規定する普通自動車以外の自動車の駐車のための駐車場については、この限りでない。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ただし、専ら道路交通法第3条に規定する普通自動車以外の自動車の駐車のための駐車場については、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ★国基準のとおり（特定路外駐車場の構造及び設備に関する省令第2条第1項） ・バスやバイクなどの専用駐車場を除外するための規定を国基準に合わせて追加